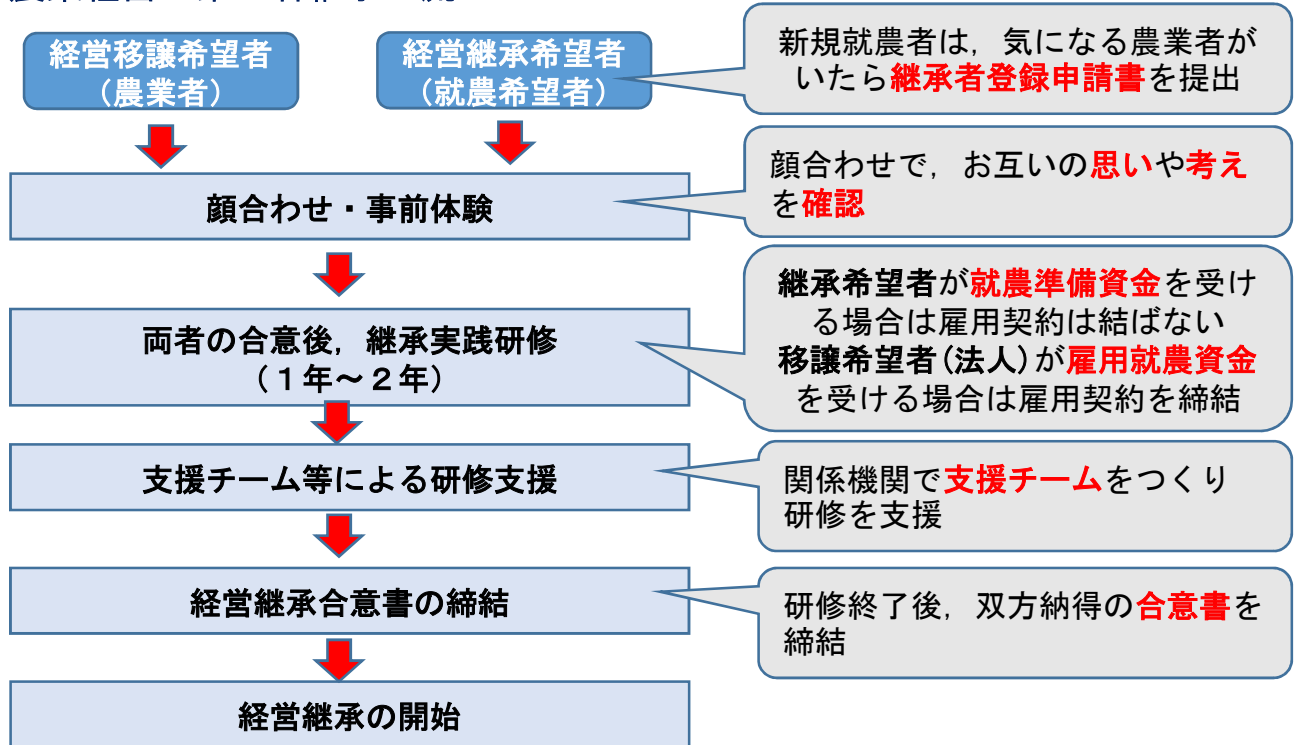


農業経営の第三者継承

＜農業経営の第三者継承とは…＞

後継者のいない農家（**経営移譲希望者**）が有する経営資産（農地・機械・施設等）や営農技術等（栽培及び飼養管理技術・販路・経営管理ノウハウ等）の有形・無形資産を、地域の関係機関等が支援しながら、第三者である就農希望者（**経営継承希望者**）に継承する仕組みで、地域の担い手の確保・育成や地域農業の維持・継続につながることが期待されています。

＜農業経営の第三者継承の流れ＞



＜農業経営の第三者継承のメリット＞

- ・ 農地を引き継げる
- ・ 自己資金が少なくても農業を始められる
- ・ 1年目から安定的な収入を確保しやすい
- ・ 栽培に関する知見や人脈など、移譲者からの財産を活用できる

＜農業経営の第三者継承のデメリット＞

- ・ 希望している農業経営があるとは限らない
- ・ 受け継ぐ資産が大きい場合、多額の資金が必要になることもある

■ 問合せ先 公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会（TEL:099-213-7223）